

農業競争力強化プログラム

平成28年11月

自由民主党農林・食料戦略調査会
農林部会・畜産・酪農対策小委員会
農林水産業骨太方針策定PT
農業基本政策検討PT

公明党農林水産業活性化調査会
農 林 水 産 部 会

目 次

1	生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の 仕組みの見直し	1
2	生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる 流通・加工の業界構造の確立	4
3	農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備	7
4	戦略的輸出体制の整備	10
5	全ての加工食品への原料原産地表示の導入	12
6	チェックオフ導入の検討	15
7	収入保険制度の導入	16
8	真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度 の見直し	25
9	農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み	28
10	飼料用米を推進するための取組	29
11	肉用牛・酪農の生産基盤の強化策	
12	配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策	30
13	牛乳・乳製品の生産・流通等の改革	32

1 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し

(1) 生産資材価格の引下げ

生産資材価格の引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の強化を図るため、以下のとおり取り組む。

その際、農林水産省、経済産業省をはじめ政府一体となって取り組む。

- ① 生産資材は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国は、国内外の生産資材の生産・流通・価格等の状況を定期的に把握し、公表する。
また、国は、民間活力を最大限に活用しつつ、生産資材の安定供給と価格引下げのための施策の具体化に努める。
- ② 生産資材に関する各種法制度（肥料・農薬・機械・種子・飼料・動物用医薬品等）及びその運用等（法律に基づかない業界団体による自主的な規制も含む）について、国は定期的に総点検を行い、国際標準に準拠するとともに、生産資材の安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る。特に、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。
- ③ 国は、各種生産資材について、メーカーが、適正な競争状態の下で、高い生産性で生産し、国際水準を踏まえた適正な価格で販売する環境を整備する。
公正取引委員会も、こうした観点で、徹底した監視を行う。
- ④ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種生産資材の購入先について、価格等を比較して選択できる環境を整備する。
- ⑤ 多品種少量生産が低生産性の原因となっている種類の生産資材（肥料等）については、国は、産地の声をよく聞きながら、各都道府県・地域の施肥基準等の抜本的見直しを推進し、銘柄数を絞り込む。
- ⑥ 生産性の低い工場が乱立している種類の生産資材（肥料・飼料等）については、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑦ メーカーが寡占状態となっている種類の生産資材（農業機械等）については、国は、ベンチャーを含めた企業の新規参入を推進することとし、参入しようとする企業に対して、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑧ 国は、開発目標（適正機能・合理的価格）を明確にして、民間企業・研究機関・農業者等の連携により国際競争性を有した農業機械の開発を

促進する。

また、時代のニーズと合わなくなっている農業機械化促進法を廃止するための法整備を進める。

- ⑨ 農薬については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、国は、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農薬取締法の運用を国際標準に合わせる方向で、抜本的に見直す。

- ⑩ 戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。

そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進める。

- ⑪ 上記改革を推進するため、生産資材に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進める。

- ⑫ 上記改革を推進するため、金融機関による生産資材関連産業の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成長産業化支援機構等との連携強化等を図る。

(2)(1) に関連する全農の生産資材の買い方

① 全農の購買事業の見直し

生産資材価格の引下げを図るには、生産資材業界の業界再編と合わせて、これに資する全農の生産資材の買い方の見直しが必要である。今後は、全農は、真に、農業者の立場に立って、共同購入のメリットを最大化する組織に転換するべく、以下の改革を実行する。

○ 全農は、生産資材に関するあらゆる情報に精通するために、外部の有為な人材も登用し、生産資材メーカーと的確に交渉できる少数精鋭の組織に転換する。

○ 全農は、農業者・農協の代理人として共同購入の機能を十分に発揮する。また、全農は、農業者・農協に対し、価格と諸経費を区別して請求する。

○ 改革後の全農は、取り扱う生産資材の点数を適切に絞り込みつつ、国内外における価格水準や、世界標準等の情報を常に収集し、競争入札等の方式を積極的に導入することによって、農業者が、仕様、品質、価格面で最も優れた生産資材を調達できるよう支援する。全農が収集する調達に関する情報は、全国の農協や、農業者で共有できる仕組み

を整備する。

- 上記方針を組織体制として明確化するため、全農は、従来の生産資材購買事業に係る体制を農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう年次計画を立てて、機能統合、業務の効率化、人員の配置転換や、必要であれば関連部門の生産資材メーカー等への譲渡・売却を進めるなど、シンプルな体制を構築する。購買事業を担ってきた人材は、今後、注力すべき農産物販売事業の強化のために充てる。
- ② 全農（子会社を含む。）の生産資材関連事業の在り方
 - 全農は、生産資材の安定供給を図る目的で原料（肥料原料、飼料原料など）を輸入する場合は、生産資材メーカーの生産性を十分考慮して、当該原料の販売を行う。
 - 全農は、農業者のために、生産資材メーカー・輸入業者に戦略的出資を行う場合は、その戦略目的を明確にするとともに、その効果を毎年会員に明示して、目的に即した効果がない場合は、出資を速やかに見直し、適切な措置を講ずる。
 - また、全農による購買事業において、出資先を特別扱いせず、購入先の一つとして公正に扱う。

2 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立

(1) 生産者に有利な流通・加工構造の確立

現在の食料需給・消費の実態等を踏まえた効率的・機能的で農業者と消費者双方がメリットを受けられる流通・加工構造を確立するため、以下のとおり取り組む。

その際、農林水産省、経済産業省をはじめ政府一体となって取り組む。

- ① 農産物の流通構造や加工構造は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国は、国内外の農産物の流通・加工の実態等を定期的に把握し、公表する。
- ② 国は、農業者・消費者のメリットを最大化するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進するとともに、農業者の所得向上に資するよう農業者・団体と食品製造業等との連携を一層促進する。

また、農業者の努力・創意工夫と消費者のニーズ・評価が双方で情報交換できるようICTを最大限に活用するとともに、農産物の規格（従来の出荷規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。

- ③ 農業者は、自らの生産した農産物の強みを生かし高く販売する努力を行う必要がある。

また、食品小売業者は、消費者の側に見た目にとらわれずに安全で美味しい商品进行评估する意識が広がることにより、不必要なコスト増要因を除去できるよう、仕入れ、販売戦略上の取組を行う必要がある。

このような取組を支援するため、国は、品質等に応じた価格決定がなされるよう、地理的表示、規格・認証等の制度の一層の普及を図る。

- ④ 中間流通（卸売市場関係業者、米卸売業者など）については、抜本的な合理化を推進することとし、事業者が業種転換等を行う場合は、国は、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- ⑤ 特に、卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。
- ⑥ 小売業については、多数の量販店等による安売り競争の状況を脱却し、生産者と量販店等の双方がメリットを受ける農産物の安定した流通を確

保するため、消費者ニーズに合った多様な商品を適正な価格で提供するビジネスモデルの構築に向けて、国は、事業再編や業界再編を推進する。

また、量販店等は、農業者の再生産の確保も考慮し、双方でwin-winな関係維持が可能な適正価格で安定的な取引が行われるよう配慮するものとする。

公正取引委員会は、量販店等の不公正取引（優越的地位の濫用による買いたたき等）について徹底した監視を行う。

- ⑦ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種流通ルートについて、手数料や取引条件等を比較して選択できる環境を整備する。

また、農産物の物流については、パレット化やICTを活用した共同配送等の効率化によりコストを削減する等の取組を推進する。

- ⑧ 加工業については、生産性の低い工場が乱立している種類の加工業界（製粉、乳業等）について、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。

- ⑨ 上記改革を推進するため、農産物の流通・加工に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進める。

- ⑩ 上記改革を推進するため、金融機関による流通加工関連産業の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成長産業化支援機構等との連携強化等を図る。

（２）（１）に関連する全農の農産物の売り方

農産物の流通加工構造を改革するためには、流通・加工業界（中間流通、量販店、加工業等）の業界再編と合わせて、これに資する全農の農産物の売り方の見直しが必要である。

- ① 農産物の様々な価値を市場に届けるための販売体制強化

○ 全農は、農業者のために、実需者・消費者へ農産物を安定的に直接販売することを基本とし、そのための強力な販売体制を構築する。

○ このため、全農は、自らの体制整備と合わせ、農林中金等と密に連携して、実需者・消費者への安定した販売ルートを確立している流通関連企業への出資等を戦略的に推進する。また、出資等の効果を毎年会員に明示し、その目的に即した効果がない場合は、出資等を速やかに見直し、適切な措置を講ずる。

○ 全農は、上記を達成するため、農協改革集中推進期間内に十分な成

果が出るよう年次計画を立てて、安定的な取引先の確保を通じた委託販売から買取販売への転換に取り組む。

② 日本の魅力ある農産物を世界に発信する輸出支援体制の確立

- 全農は、農業者のために、輸出先の国ごとに、強みを有する商社等と連携して実践的な販売体制を構築する（合併会社の設立、業務提携等）。優先順位の高い国から取り組み、農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう年次計画を立てて、主要輸出先国について販売体制の整備を進める。

なお、全農は、１（２）及び２（２）の自己改革を進めるため、役職員の意識改革、外部からの人材登用、組織体制の整備等を行う。

また、１（２）及び２（２）の全農の自己改革が、重大な危機感を持ち、新しい組織に生まれ変わるつもりで実行されるよう、全農は、年次計画やそれに含まれる数値目標を公表し、与党及び政府は、その進捗状況について、定期的なフォローアップを行う。

3 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備

(1) 農業教育システム

- ・ 次世代の農業経営者育成キャリアパスを明確化するため、農業大学校の専門職業大学（仮称）化を推進する。
このため、文部科学省と農林水産省が連携して、農業大学校の現状に即した円滑な移行を促進するためのスキームを検討する。
- ・ また、専門職業大学（仮称）化を推進するため、農林水産省が実施する農業大学校教員等向けの研修や産学連携推進等の補助事業の活用を促進する。
- ・ 更に、文部科学省と農林水産省が連携して、農業高校の教育環境を充実するため、地域農業者との連携強化や、農業高校と道府県農業大学校、大学農学部等との連携を促進する。

(2) 就職先としての農業法人等の育成

- ・ 農業法人の増大と雇用力充実のため、農業界と経済界との連携を強化し、他産業からの人材活用を促進する。
- ・ また、都道府県の法人化推進体制強化のため、税理士等の専門家の派遣・相談対応、農業融資の機会の活用、集落営農等に対する法人化への働きかけを促進する。
- ・ 農の雇用事業における研修生の定着率向上のため、事業実施を希望する法人等について、過去の定着率を考慮して、採択の可否を判断する仕組みを導入するなど見直しを行う。
- ・ 農の雇用事業を活用する経営者が、研修生を次世代を担う人材として育成強化する観点から、経営者自身のセミナー等の受講を義務付ける。

(3) 次世代人材投資

- ・ 次世代を担う農業者への支援であることを明確にするため、青年就農給付金を「農業次世代人材投資資金」に改め、
 - ① 次世代を担う意欲ある新規就農者に対し、経営・技術、資金、農地のそれぞれに対応するサポート体制を明確にするとともに、
 - ② 上記サポート体制の整備を前提に、交付3年目までに経営確立の見込み等を見極め、早期に経営確立する者には、さらなる経営発展に繋がる対策を講じることとする。
- ・ また、「農業女子プロジェクト」等の展開を通じ、地域農業の振興や農

業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っている女性の活躍を推進する。

（４）地域の農業経営塾と海外研修等

- ・ 就農後の経営能力向上のため、各県において営農しながら本格的に経営を学ぶ場として農業経営塾の本格稼働を推進する。
- ・ その際、地域の農業法人、経済団体等とも連携を図るとともに、ＪＡ営農指導員など農業をサポートする人材も含め育成していく。
- ・ 国際感覚を身につけた人材を育成するため、
 - ① 海外研修への参加
 - ② 文部科学省と経済界が連携し実施している留学プログラム（トビタテ！留学ＪＡＰＡＮ）の積極的な活用
 - ③ 農業法人等の従業員の海外研修への参加を促進する。
- ・ 農林水産物・食品のマーケティングやプロモーション、輸出に係る手続等の知識やノウハウを有する人材を育成・研修する。また、農業高校等をはじめとした農業教育システムの中で、輸出力強化について学ぶ機会の充実等を図る。

（５）労働力の確保

- ・ 地域の関係機関が連携して、子育て世代等の地域で眠っている労働力の活用、他産業からの労働力の融通等により労働力確保を進める取組を推進する。併せて、農業分野における障害者等の就労を促進する農福連携を推進する。
- ・ 農業現場からの提案等も踏まえつつ、農業の成長産業化に向けて、外国人技能実習制度とは別に外国人材の活躍を促進するためのスキームの導入を検討する。

（６）産学官の連携

- ・ 農林漁業者の所得の向上や、就業人口の減少・高齢化を踏まえた省力化や作業の安全への対応等の生産現場のニーズに即した効率的・効果的な研究体制を構築するため、
 - ① 農林漁業者等のニーズを踏まえた明確な研究目標の下で、農林漁業者、企業、大学、研究機関がチームを組んで、現場への実装までを視野に入れて行う、新市場を開拓する新規作物の導入や、ＩＣＴやロボット技術

等を活用した現場実証型の技術開発推進

② 大学、国・都道府県の試験研究機関が持つ研究成果や研究者情報を体系的に整理し、農業者等のスマホ・タブレット対応等により手軽に情報を入手できる形での公開

③ 地域や分野ごとにコアとなる研究機関を定め、関係する企業・大学・研究機関のネットワーク化を推進する。

- ・ 熟練農業者のノウハウの見える化を図るため、ＡＩ等の最新技術を活用し未経験者が短期間で身に付けられるシステムの構築を推進する。

（７）技術、人材力等の活用による生産基盤の強化

- ・ 土づくり技術の普及や最新技術による水管理のため、

① 土づくりの専門家をリスト化し、土壌診断に基づく土づくりの取組を普及するとともに、土壌中の微生物のＤＮＡ解析技術等を通じて処方箋を提供する、新たな土づくり技術の開発

② 水田を遠隔で監視できるＩＣＴを活用した低コスト水管理システムの開発、及びその成果に基づく地域の水管理モデルの構築を促進する。

- ・ 生産現場におけるＩＣＴ等の先進技術の活用を進めるため、普及指導員等に対する研修・セミナーの充実、実証研究等への現場の参画、民間人材によるサポートの拡大等を推進する。

4 戦略的輸出体制の整備

1. 農林水産業の輸出力強化に向けた取組

- ・ 「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「輸出戦略」という。）を踏まえ、以下のような取組を進めていく。
 - ① 海外市場のニーズ把握や需要の掘り起こしに向けたプロモーション
 - ② 国内の農林漁業者・食品事業者の販路開拓のための相談や商談会出展等の促進
 - ③ 大量かつ低コストの輸送を可能にする鮮度保持輸送技術の普及促進等物流の高度化の推進
 - ④ 輸出先国・地域の輸入規制の緩和・撤廃等に向けた輸出環境の整備
- ・ 特に、輸出戦略の実践に必要なハード面・ソフト面のインフラ整備等を整合的かつ計画的に進めるため、「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」を別に定め、新鮮・安全な農林水産物の輸出拠点として、空港や港湾に近い卸売市場の活用や、輸出拡大のために必要な生産物の流通・加工施設の整備、サポート体制の充実等を推進する。

2. 輸出拡大を更に促進するための具体的な取組

（1）日本版S O P E X Aの創設

- ・ 生産者の所得向上につながる日本産農林水産物・食品のブランディングやプロモーション、輸出事業者へのサポートを早急に強化するため、農林水産物・食品の輸出促進にミッションを特化した「日本版S O P E X A」を創設する。この組織は、J E T R Oの組織を活用しつつ、将来民営化することを視野に、意思決定の独立性、民間企業等の外部人材の登用、成果主義の導入により、事業を遂行するものとする。

（2）地域等の取組の促進

- ・ 具体的な産品を輸出する際に、共同で集荷・発送する等、輸出向けの生産・流通体制の整備、輸出に係る手続・決済代行等の機能を有する体制を構築することが有効であり、こうした機能を有する全国団体や地域商社、J A等の取組を促進する。

（3）規格・認証や知的財産制度の活用促進と規制の緩和・撤廃

- ・ 日本産品の品質や特色のアピールにつなげるため、国際標準化を見据え

たＪＡＳ規格、日本発の食品安全管理規格等の充実・普及、地理的表示、品種登録の活用やこれらを含む知的財産の保護を図る。

- ・ この一環として、ＪＡＳ法に基づく制度のあり方を見直し、生産行程や生産・流通管理の方法等といった多様な規格の制定、国際的に通用する認証や表示により、海外事業者への訴求に向けて戦略的にＪＡＳを活用する。
- ・ 生産者・事業者からの要望等も踏まえ、様々な外交の場等を広く活用して取組の加速化を図るなど、政府一体となって海外の規制等の緩和・撤廃に取り組む。

5 全ての加工食品への原料原産地表示の導入

- ・ 消費者がより適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資するよう、全ての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地を表示することとし、国民の日々の選択が日本の食と農を支える社会を実現する。
- ・ 具体的には、全ての加工食品を対象に、製品に占める重量割合上位1位の原料について、原則として、原産地を国別重量順に表示する。
- ・ 例外的に、これが困難な場合には、①可能性表示（A国又はB国）や②大括り表示（輸入）、③さらに中間加工原材料については製造地表示（A国製造）を行うなどの仕組みを整備し、実行可能性を担保する。その際には、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努めることとする。

（図1及び図2参照）

加工食品の原料原産地表示の拡大

(図1)

対象加工食品：国内で製造した全ての加工食品

(ただし、現行同様、外食、いわゆるインスタ加工等を除く。)

対象原材料：製品に占める重量割合上位1位の原材料

表示方法：

現行同様、国別重量順に表示

例：(A国、B国)

(A国、B国、その他)

実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入

可能性表示

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのたびに容器包装の変更を生じると見込まれる場合

例：(A国又はB国)

(A国又は国産)

(A国又はB国又はその他)

と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

大括り表示

例：(輸入)

(輸入、国産)

と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合

大括り表示＋可能性表示

例：(輸入又は国産)
と表示しても可

過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

「大括り表示」を用いても産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合

中間加工原材料の製造地表示

対象原材料が中間加工原材料である場合

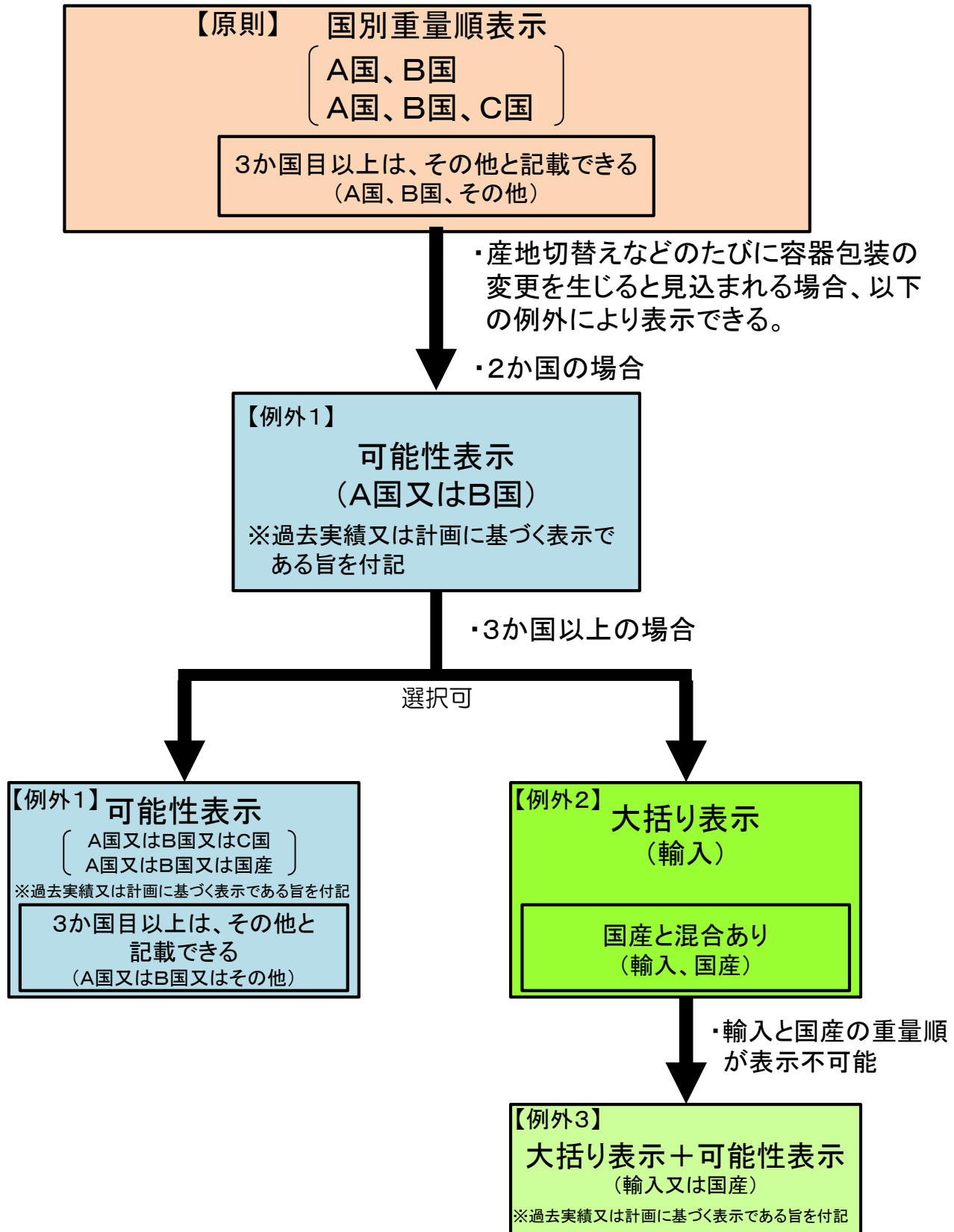
例：(A国製造) (国内製造)

※生鮮原材料まで遡って表示できる事業者は、表示しても可

※製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記の考え方を準用

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 可能性表示や大括り表示等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 実施までに一定の経過措置期間をおく。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。



【例外4】 対象原材料が中間加工原材料の場合

中間加工原材料の製造地表示 (A国製造) (国内製造)

※ 中間加工原材料の原料の産地まで遡って産地を表示することもできる。

※ 中間加工原材料の製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記例外1～3の考え方を準用する。

6 チェックオフ導入の検討

- ・ 生産者から拠出額を徴収し、農産物の販売促進などを行うチェックオフについては、諸外国では農産物の生産者等が、自らの拠出金により、主体的に、国内外での農産物の販売促進や調査・研究等の事業を実施することを目的として、品目別に導入されている。
- ・ 我が国においても、このようなチェックオフの導入は、農産物の消費拡大を図る上で有意義なものとなりうる。
- ・ チェックオフは、法制化するとなれば全生産者から拠出金を強制徴収するものとなることから、法制化に際しては、導入を検討する業界団体等において、資金使途・具体的事業内容やそれに見合う拠出金額等について、生産者の大宗の合意形成を図ることが必要である。
- ・ このため、チェックオフの法制化を要望する業界において、推進母体を立ち上げ、チェックオフのスキームを決めて、法制化に賛同する生産者を拡大する取組を実施し、一定程度（75%以上）同意が得られた場合に法制化に着手することとする。

7 収入保険制度の導入

<収入保険制度の基本的考え方>

- ・ 現行の農業災害補償制度は、
 - ① 自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外
 - ② 対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていないなど、農業経営全体を一括してカバーするセーフティネットとなっていない。
- ・ 他方、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者を育成する必要がある。
- ・ 収入保険制度は、このような農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度として仕組む。
- ・ 収入保険制度の具体的な仕組みは、別記1のとおりとする。
- ・ なお、制度の趣旨を適切に表現する名称（例えば「農業経営サポート保険」）を検討する。

<収入保険制度と類似制度との関係>

- ・ 収入保険制度と類似制度との関係については、それぞれの制度の対象者、補償内容等が異なる中で、国費の二重助成を避けつつ、農業者がそれぞれの経営形態に応じた適切なセーフティネットを利用できるよう、選択加入とする。
- ・ ただし、収入減少だけでなくコスト増も補填する肉用牛肥育経営安定特別対策事業（マルキン）等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉用豚、鶏卵については、収入保険制度の対象品目とはしないで、それらと他の品目との複合経営を行っている場合に、他の品目部分のみ収入保険制度の対象とする。

（注）なお、主食用米の需要に応じた生産については、現在、水田フル活用への支援、需給情報の適切な提供等の取組が行われており、これらの対策を引き続き推進する。

<農業災害補償制度の見直しの基本的考え方>

- ・ 農業災害補償制度については、農業者の減少・高齢化、保険ニーズの多様化等時代の変化を踏まえ、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業

執行による農業者の負担軽減の観点から、別記2のとおり見直しを行う。

<加入促進と円滑な移行のための措置>

- ・ 「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築していくため、収入保険制度又は農業災害補償制度への加入を促進する。特に、収入保険制度については、新制度の発足でもあり、早期に適正規模を確保する必要があることから、JA、農業委員会などの関係組織と連携して、きめ細かく推進する。
- ・ また、農業災害補償制度の加入者が、新設される収入保険制度等に円滑に移行できるようにするため、以下のような措置を講ずる。
 - ① 収入保険制度については、青色申告の実績が加入申請時に1年分あれば加入できるようにする。
 - ② 特に水稻共済において現在加入者が多い一筆方式については、廃止までに所要の移行期間を設け、その間に農業者が青色申告の実施や他の引受方式の利害得失を検討できるようにする。

<収入保険制度の実施主体、農業共済団体のあり方>

- ・ 収入保険制度の実施主体は、
 - ① 母集団を確保するため、全国をカバーできる事業エリアを有していること
 - ② 保険制度を公正に運営するため、農産物の価格形成や販売等に関与していないこと
 - ③ 保険業務に関するノウハウを有していること
 - ④ 農業に関する知識を有していることの4つの要件を満たす必要がある。この観点から、農業共済団体が新たに設立する全国組織を念頭において法案の準備を進める。
- ・ 民間のノウハウも活用して農業者へのサービス向上を図るため、実施主体は民間損保会社と積極的に技術的な連携を図る。
- ・ 併せて、農業共済団体については、組織の効率化やガバナンスの強化を図るため、国による検査の実施、収入保険事業を行う場合の秘密保持義務等を措置する。

<その他>

- ・ 以上の基本的方針に即して今後細部を詰めていき、必要な法案を次期通

常国会に提出する。

- ・ 制度については一定期間経過後に見直すこととし、法案の作成に当たっては、今後の制度の見直しを円滑に行えるよう措置する。

別記 1 収入保険制度の具体的な仕組み

<対象者等>

(1) 対象者

- ・ 個々の農業者の収入を正確に把握するため、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）を対象とする。
- ・ 基準収入との関係では、平均的な収入を適切に把握する観点から、青色申告を5年間継続している農業者を基本とするが、青色申告（簡易な方式を含む。）の実績が加入申請時に1年分あれば加入できるようにし、その際、5年間の青色申告実績がある者との違いも考慮し、補償限度額は申告実績が5年になるまで徐々に引き上げていく等の措置を設けてスタートする。
- ・ なお、加入するかどうかは、農業者の選択に委ねる（任意加入）。

(2) 収入の把握方法

- ・ 農業者が、自己申告により、農産物の販売金額等を記載した加入申請書や補助フォーム（青色申告書の販売金額を農産物の種類ごと等に区分するための書類）とともに、青色申告書等の税務関係書類を提出し、実施主体が、内容をチェックする。

<対象収入>

- ・ 所得を対象とするとすれば、コストを正確に把握する必要があるが、コストは個人が左右できるものであり、合理性の確認が難しいことから、所得ではなく、農業者が自ら生産している農産物の販売収入全体を対象とする。
- ・ 農産物の販売収入の算定の考え方については、以下のとおりとする。

- ① 加工品については、農産物以外の原材料も用いられているため、販売収入に含めない。ただし、精米、荒茶、梅干し、畳表など税法上農業所得として扱われているものについては、農産物に含める。

なお、自ら生産した農産物を加工する場合には、税の仕組みと同様に、農産物を加工原材料として販売したとみなした代金を、農産物の販売収入に含める。

また、在庫についても、税の仕組みと同様に、農産物の販売収入に含める。

- ② 補助金は、政策判断で改廃されるものであり、保険には馴染まないことから、販売収入に含めない。

ただし、コスト割れを補填する畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金等の数量払については、実態上、販売収入と一体的に取り扱われているため、販売収入に含める。

＜対象要因等＞

（１）対象要因

- ・ 制度の趣旨から、自然災害に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象とする。ただし、保険金支払の公正を確保するため、捨て作りや意図的な安売り等は対象外とする。

（２）保険金の不正受給防止策

- ・ 保険金の不正受給を防止するため、農業者は、災害等の事故発生時に実施主体に通知等を行うとともに、実施主体は、必要に応じ、現地調査等を実施する。
- ・ また、不正があった場合は、保険金を支払わないほか、重大な不正があった場合は、翌年以降の加入を禁止する。

＜補償内容＞

（１）基準収入

- ・ 補填の基準となる基準収入の設定の考え方については、以下のとおりとする。
 - ① 農業者個々の収入を用いるため、収入を意図的に下げること防止する観点から、過去５年間の平均収入（５中５）を基準収入とすることを基本とする。
 - ② ただし、当年の経営面積を過去よりも拡大する場合や、過去の収入金額に一定の上昇トレンドの実績が確認できる場合等は、当年の営農計画に基づく期待収入を上限として基準収入を上方修正する。
 - ③ また、当年の営農計画に基づく期待収入が５中５よりも低くなると見込まれる場合は、期待収入を基準収入として設定する。

（２）補償限度額及び支払率

- ① 基準収入を少しでも下回った場合に補填するとすれば、事務コストが増嵩し、保険料も高くなるため、当年の収入が基準収入の９割水準

（５年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額）を下回った場合に補填する。

- ② また、当年の収入が補償限度額を下回ることが明らかになった以降に経営努力を怠ることを防止するため、補償限度額を下回った額の９割（支払率）の補填金を支払う。
- ③ 補償限度額及び支払率は、農業者が保険料負担を勘案して補償内容を選択できるようにするため、一定の上限の下に複数の選択肢を設ける。

（３）補填方式

- ・ 保険料が経営にとって過度な負担にならないようにするため、掛捨ての保険方式と掛捨てとならない積立方式の組み合わせとすることを基本とする。また、補填のタイプを選択できるようにする。

（４）保険料・積立金

- ・ 保険料・積立金は、全経営体共通のものとして設定する。
- ・ 農業者の保険料負担を軽減するため、保険料は危険段階別に設定し、保険金の受領が少ない者の保険料率は段階的に下げる仕組みとする。
- ・ 保険料については５０％、積立金については７５％の国庫補助を行う。
- ・ また、農業者の負担が軽減され、加入促進に資するため、現行の農業災害補償制度と同様の措置を講ずるなど税制面のメリットについて検討する。

<加入・支払時期>

- ・ 加入・支払時期については、税制度と整合した簡素な仕組みとすることにより、農業者にとって手間やコストの掛からないようにするため、以下のとおりとする。

- ① 収入算定期間は、個人は１月～１２月、法人は事業年度の１年間とする。
- ② 原則として、収入算定期間の開始前までに加入申請を行い、保険料・積立金を納付する。
- ③ 補填金の支払は、収入算定期間終了後の税申告後（個人は翌年３月～６月）とする。

ただし、損害の発生から補填金の支払までの間の資金繰りに対応するため、簡易な審査など使い易い融資を措置する。

＜政府再保険＞

- ・ 不測時に、農業者に確実に保険金が支払われるようにするため、政府再保険を措置する。

＜その他＞

- ・ 制度実施後も、データの蓄積を進めるとともに、農業者のニーズを把握しながら、甚大な被害への対応のあり方等を含め、改善点について、引き続き検討していく。

別記2 農業災害補償制度の見直し

<農作物共済の当然加入制の取扱い>

- ・ 農作物共済の当然加入制については、食糧管理法が廃止されるなど制度自体の前提が変化していることに加え、収入保険制度やナラシなどの経営安定対策が全て任意加入制となっていることを踏まえ、任意加入制に移行する。

<収穫共済（農作物共済、畑作物共済、果樹共済）の取扱い>

（1）引受方式

- ① 一筆方式及び樹園地単位方式については、現在普及した制度ではあるものの、農業者による損害評価やいわゆる「坪刈り」による査定方式など将来に向けて継続することが困難な状況となっているため、効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から、所要の移行期間を設けた上で廃止する。

その際、農作物共済の全相殺方式及び半相殺方式に、収穫量の減少が50%以上のほ場について坪刈り等を要せずに50%減収として共済金を支払う仕組み（一筆半損特例）を設けて、従来一筆方式に加入していた者が円滑に移行できるようにする。

更に、コストのかからない選択肢として、統計データを用いて共済金を支払う方式（地域インデックス方式）を創設する。農作物共済のこの方式にも前述の一筆半損特例を設ける。

- ② 果樹共済の特定危険方式については、農業者が将来発生するリスクを予見することが困難であることから、制度の周知のための所要の移行期間を設けた上で廃止する。

園芸施設共済の被覆している期間だけの短期加入のオプションについても、同様の理由で、制度の周知のための所要の移行期間を設けた上で廃止する。

（2）補償割合

- ・ 畑作物共済及び果樹共済の補償割合については、農業者が掛金負担を勘案して補償内容を選択できるようにするため、農作物共済と同様、一定の上限の下に複数の選択肢を設ける。

<家畜共済の取扱い>

- ・ 家畜共済については、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執

行による農業者の負担軽減の観点から、以下の見直しを行う。

- ① 家畜共済を死廃共済と病傷共済に分離して、一方のみの補償及び別々の補償割合を選択できるようにする。
- ② 死廃事故の補償金額について、日々価値が増加する肥育牛等は、期首ではなく、事故発生時の資産価値で評価する。
- ③ 家畜の異動の都度、農業者が申告する現在の方式を廃止し、期首に年間の飼養計画を申告し、期末に掛金を調整する方法に簡素化する。
- ④ 国の再保険金については、現在は共済事故 1 件ごとに支払う仕組みであるが、他の共済と同様、年間の共済金支払が一定水準を超えた場合に支払う方式に変更する。
- ⑤ 初診料以外の診療費が全額補償され事故低減のインセンティブにつながらない現在の病傷事故の共済金については、制度の周知のための所要の移行期間を設けた上で、初診料を含めた診療費全体に一定の自己負担を設ける。
- ⑥ 原則として共済金の請求ができない家畜導入後 2 週間以内の事故については、請求できる事例（外傷等）を周知徹底する。また、共済加入者間で取引された家畜については、導入前の家畜の飼養状況について共済組合によるチェックが行われていることから、請求できることとする。
- ⑦ 共済に加入している農業者から家畜商が購入し、と畜場で牛白血病と診断された場合は、農業者自らが出荷した場合と同様、共済金の対象とする。

＜掛金の取扱い＞

- ・ 掛金については、農業者の負担軽減のため、現在一部の共済組合で実施されている危険段階別に設定する方式（危険段階別共済掛金率）を全ての共済組合で導入する。
- ・ 共済組合ごとに実施され、事故低減のインセンティブが小さい無事戻しについては、所要の移行期間を設けた上で廃止する。
なお、移行期間中において無事戻しを行う場合は、漁業共済と同様、農業者及び国の双方に払戻しをする。

8 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し

1 ほ場整備事業

(1) 農地中間管理機構と関連する事業の円滑な実施

- ・ 機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業を実施できる制度を創設する。
- ・ その際、公共性・公益性を確実に担保する観点から、
 - ① 機構が借り受けている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあるものが対象であること
 - ② 機構の借入期間（中間管理権の設定期間）が、基盤整備事業開始時から相当程度あること
 - ③ 本事業の実施により、担い手への農用地の集団化が相当程度図られること
 - ④ 本事業の実施により、事業実施地域の収益性が相当程度向上することを要件とする。

また併せて、本事業によって整備された農地が直ちに転用されることを防止するため、農用地区域からの除外規制強化のための措置等を講ずる。

(2) 農地中間管理機構等との情報共有

- ・ 権利の移動に伴う事業参加資格者を適切に把握し、土地改良事業を効果的・効率的に実施するため、
 - ① 農業委員会が保有する農地台帳
 - ② 機構が保有する農地中間管理事業に関する帳簿
 - ③ 土地改良区が保有する土地原簿等についての情報共有を図る。

(3) 共有地に係る同意手続

- ・ 土地区画整理法を参考に、①事業に関する同意、②組合運営に関する議決権又は選挙権の行使、③換地計画に関する権利者会議における同意に当たり、共有地の代表者が共有者の意向を取りまとめ、共有地に関する意思を表明できる仕組み（この場合、事業に関する同意等を合わせて1票としてカウント）を導入する。

（４）申請人数要件

- ・ 国・都道府県営土地改良事業に係る申請人数要件（15人以上）について、各地の現場実態に的確に対応できるよう、廃止する（かんがい排水事業も同様）。

（５）水田の畑地化への対応

- ・ 畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化のための基盤整備に当たっては、水利用調整・土地利用調整や、高収益作物の導入を円滑に進めるため、地区の負担軽減等を図る。
- ・ 上記の基盤整備を行った場合には、当該地区には水田活用の直接支払交付金を交付しないこととするが、このうち畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分については、基盤整備直後の農家の経営状況の変化に鑑み、事業完了後５年間は激変緩和措置を講ずる。
- ・ 中山間地域で畑地化する際は、維持管理に係る負担を減らすため、畑地の緩傾斜化・高機能化を図る。

２ かんがい排水事業

（１）突発事故への対応

- ・ 突発事故に対応した事業についても、災害復旧と同様に、国又は地方公共団体が、農業者からの申請によらず、原則として農業者の費用負担・同意を求めずに事業を迅速に実施できる仕組み等を導入する。

（２）同意徴集手続の簡素化の範囲の拡大

- ・ 用排水施設の更新に当たってのＩＣＴの導入、開水路のパイプライン化や、ゲリラ豪雨対策としての排水施設の排水能力の向上など、一定の機能向上を伴う更新事業についても、同意徴集手続の簡素化の対象に追加する。

３ 農村地域防災減災事業等

（１）ため池等の耐震化事業

- ・ ため池等の耐震化事業について、国又は地方公共団体が、農業者からの申請によらず、自らの判断により、原則として農業者の費用負担・同意を求めずに事業を実施できる仕組みを創設する。

（２）除塩事業

- ・ 除塩事業について、巨大地震が発生する度に特例法を措置することなく、土地改良法に基づく災害復旧事業として位置づけ、国又は地方公共団体が、農業者からの申請等によらず、速やかに事業を実施できるようにする。

４ 土地改良区の在り方

（１）土地改良区の組合員資格

- ・ 農地の所有と経営の分離が一層進展することが見込まれる中、一筆１資格などの現行制度の仕組みで対応可能かどうかを含めて、こうした課題に対応できる事業参加資格者及び土地改良区の在り方等について、更に実態を調査すること等を通じて、引き続き、検討していく。

（２）土地改良区の体制

- ・ 土地改良区の組織体制が弱体化する中で、合併や事務統合の促進等による事務局体制の強化や、市町村や県土連、民間事業者等への維持管理・運営事務の委託の拡大、小水力発電の導入など土地改良施設の高度利用による財政基盤の強化を促進する。
- ・ 土地改良区の体制については、組合員資格の在り方と合わせて、引き続き、検討していく。

9 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

農業及び関連産業の所得を増大するとともに、地域社会としての農村を維持発展させていくため、農村地域工業等導入促進法（農工法）を以下のとおり見直す等により、農業者等の地域住民の就業の場を確保する。

（１）農工法の対象業種、名称

- ・ 六次産業化・地産地消法や他の地域振興法等との関係に留意しつつ、農工法の対象業種の見直しの要請に応じた所要の法整備を進める。
- ・ その際、現行の工業等５業種に限定することなく、サービス業など農村に賦存する多様な地域資源を活用した産業も含めて、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業が対象となるよう見直す。
- ・ 対象業種の見直しを踏まえて、農工法の名称についても見直す。

（２）農工法の対象地域

- ・ 対象地域については、対象業種を工業等から広げるとしても、産業を導入する必要性の少ない地域は除外するとのこれまでの考え方に立ち、人口が集中している地域や域内の就業の場が全国平均よりも多い地域は除外する。

（３）支援措置

以下の方向により、支援措置の厚みを増すことを検討する。

- ・ 個人が産業用地に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減や日本政策金融公庫による低利融資について、対象業種の見直しを踏まえた拡充を行う。
- ・ 農工法の下での税制措置だけでなく、
 - ① 国税としては、中小企業投資促進税制、
 - ② 地方税としては、本年７月から施行された中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置といった業種横断的な措置について、事業者に積極的な活用を促す。
- ・ 地方創生推進交付金など地方創生に向けた地方公共団体の取組への支援施策や、農泊の推進など地域資源を活用した産業の振興施策のほか、企業立地促進法の見直し等を通じた地域に裨益する波及効果の高い事業との連携等を図り、農村地域の雇用創出に繋げる。

10 飼料用米を推進するための取組

- (1) 食料・農業・農村基本計画で掲げた飼料用米の生産努力目標の確実な達成に向けて、生産性の向上と畜産物のブランド力強化が飼料用米生産の持続可能性の確保につながる理想的なサイクルを実現する必要がある。
- (2) このため、水田活用の直接支払交付金による支援とあわせて、現場で取組可能な飼料用米の生産コスト低減策をとりまとめた「飼料用米生産コスト低減マニュアル」や「飼料用米多収日本一」表彰を活用しながら、多収品種の導入、多収を実現する低コスト栽培技術の普及などを推進し、飼料用米の生産コスト低減を進める。
- (3) また、耕種農家と畜産農家の連携により、飼料用米を輸入とうもろこしの代替品として利用するだけでなく、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図る取組を進める。

11 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策

12 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策

(1) 肉用牛の生産基盤の強化

繁殖雌牛の増頭や生産性の向上により肉用牛の安定供給を確保するため、以下の取組を進める。また、畜産クラスターの構築等により、効果的に地域の収益性を向上させる。

① 地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築

キャトルステーション（子牛育成受託施設）の活用等生産工程の一部外部化等による地域内分業体制を構築するとともに労働負担の軽減と生産性の向上を図り、中小家族経営を含めた地域全体での肉用子牛の生産規模拡大を推進する。

② 受精卵移植技術の活用拡大

乳用後継牛の確保に配慮しつつ、交雑種雌牛の一産取り肥育（交雑種雌牛の肥育前に和牛受精卵を移植）や乳用牛への受精卵移植技術の活用を進めることにより、和子牛生産を拡大させる。

③ ICT（情報通信技術）の活用等による省力化の推進

ICTを活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の活用により分娩時の監視等の労働負担の軽減と生産性の向上を図り、生産規模拡大を推進する。また、放牧や繁殖と肥育の一貫経営への移行により、コスト削減と生産性の向上を図り、生産規模拡大を推進する。

(2) 酪農の生産基盤の強化

乳用後継牛の確保や生産性の向上により牛乳乳製品の安定供給を確保するため、以下の取組を進める。また、畜産クラスターの構築等により、効果的に地域の収益性を向上させる。

① 乳用後継牛の確保・育成の推進

性判別技術の活用や公共牧場等を活用した自家生産の取組の強化や地域内での育成体制の構築等により、乳用後継牛の計画的な確保・育成を推進する。

② 分業体制の構築・省力化の推進

コントラクターやTMRセンターの活用等生産工程の一部外部化による地域内分業体制を構築するとともに、搾乳ロボットの導入、ミルクングパーラーの整備等により過重な労働負担の軽減を図る。また、複数の

農家が協業化法人を設立し、作業の効率化により生産規模拡大等を図る取組を推進する。

③ 飼養管理の適正化

畜産技術者等の地域の関係者で生産関連データを共有しながら、衛生管理、暑熱対策など、適切な飼養管理方法の普及・定着を図り、乳用牛の能力を最大限発揮させる。

④ 流通の効率化

中間コスト、物流コストの削減等生乳流通の効率化により、酪農家の所得向上を図る。

(3) 自給飼料の増産

経営コストの4～5割程度を占める飼料費の低減が必要不可欠であり、都府県酪農における良質な粗飼料生産や乳用後継牛の育成・確保のための体制整備、労働力や飼料費の低減のための放牧の推進等、以下の総合的な国産飼料増産の取組を進める。

① 耕畜連携の強化と国産飼料の広域流通体制の構築

土地条件等の制約等から自給飼料の生産拡大が困難な状況にある地域に向けて、耕畜連携等により生産される国産飼料を供給する広域流通体制の構築を推進する。

② 公共牧場の活用拡大と機能強化

有用な飼料生産基盤であるものの十分に活用が図られていない公共牧場の活用拡大と機能強化を推進する。

③ 日本型放牧モデルの推進

飼料の生産・給与や家畜排せつ物処理等の省力化が可能であり、生産コストの削減、牛の健康維持や繁殖能力の向上等にもつながる中山間の耕作放棄地等を活用した肉用牛の周年親子放牧や乳用牛の集約放牧等の日本型放牧を推進する。

(4) 配合飼料価格安定制度の安定的な運営

① 補填財源の確保及び借入金の計画的な返済を促すことにより、引き続き、制度の安定的な運営に努める。

② 併せて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の確立を図るため、(3)の自給飼料の増産対策を推進する。

13 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

(1) 加工原料乳生産者補給金制度の改革

- ① 現在、指定生乳生産者団体に指定されている農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下単に「農協」という。）は農業協同組合法に基づき、スリム化・効率化や共同販売の実を上げる乳価交渉の強化を図りつつ、今後ともその機能を適正に発揮することは極めて重要である。
- ② その上で、指定された農協に委託販売する生産者のみに国が財政支援を行うという、現行の方式は見直し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていく必要がある。国は早急に基本的なスキーム（年間の販売計画等の内容、部分委託・販売に関するルール等）を設計し、関係者の意見を聞き、十分な調整を行うものとする。その際、以下の点を考慮し、十分な調整を経て改革を行うことが必要である。
 - 補給金の交付対象に関しては、年間の販売計画の仕組みが、飲用向けと乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとする
 - 部分委託に関しては、現場の生産者が不公平感を感じないように、また、場当たりの利用を認めないルール等とする
 - 条件不利地域対策に関しては、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳され、不利な生産条件を補えるものとする
- ③ 今後の補給金の交付手続等については、その円滑な運営に資するため、以下を基本として、今後、具体化する。
 - 補給金は、加工原料乳の生産を確保するという補給金の目的に即した基準を定め、これに該当する全ての生産者に交付する。
 - 補給金を農協等から生産者に交付する場合には、乳価の支払額と補給金の交付額とを生産者に明確に示す。
 - 補給金を受給しようとする生産者は、飲用乳、加工原料乳の年間の販売等計画及び販売等実績を国に報告する。また、生産者が農協等に委託・販売を行う場合は、農協等が自らの飲用乳、加工原料乳の年間の販売計画、販売実績及び販売コストを国に報告する。
 - 農協等に部分委託・販売を行う場合は、農協等と生産者との間で委託・販売に係る数量・ルール等について取り決めを行う。
 - 条件不利地域の生産者についても、確実に集乳が行われるようにするため、的確な集乳や集乳経費のプール処理を確保できる公正な

基準を定め、これに該当する農協等に集乳経費を補助する。

（２）販売を行う農協等と乳業メーカーとの乳価交渉の改革

- 現在、生乳の大宗を受託する指定生乳生産者団体が行う交渉について、乳価交渉のメンバーや交渉プロセスを抜本的に見直す。なお、農協等は自らの合理化も含め、中間流通コストや物流コストの削減を進め、生産者の所得がより向上するように対応する。
- 今後、販売を担う農協等にあっては、消費者ニーズや販売動向に最大の関心を払いつつ、交渉相手となる乳業メーカーの製造コスト情報の収集・分析を含め、真に生産者のためにあらゆる手段を尽くした交渉へと改革する。また、交渉経緯や結果についての生産者に対する説明責任を十分に果たし、透明性を確保する。
- 農協等が、系列の乳業メーカーに販売する場合においては、他の乳業メーカーと同等の販売先と位置付けて公正に交渉を行う。
- 乳業メーカーは、自らの生産性も考慮した適正価格で安定的な生乳取引が行われるようにすべきである。

（３）酪農関連産業の構造改革

- 乳業メーカーの工場稼働率を高め、我が国乳業全体の生産性を向上し、生乳価格を安定させるため、国は、国際競争に伍していける水準の生産性の実現を目指した乳業の業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。
- 飲用牛乳・乳製品価格の安定を図るためにも、量販店等の事業再編や業界再編を推進するとともに、公正取引委員会は、量販店等の不正取引（優越的地位の濫用による買いたたきや不当廉売等）について、徹底した監視を行う。

（４）国家貿易の運営方式の改革

- 乳製品の国家貿易については、国内需要の変化に対し、より一層、機動的な対応が求められることから、最終消費者の動向を把握している様々な民間事業者からの情報収集をこまめに行うなど、適切に運営する。
- 国家貿易で輸入したバター等乳製品について、売渡時に最終消費ま

での流通を確認する等のモニタリング強化策を徹底するとともに、適切な運用が継続されるよう、PDCAを不断に回す。

(5) 酪農家の「働き方改革」

- 生産者は、毎日朝夕の搾乳や飼料の給与等、農業従事者の中でもとりわけ過酷な労働条件にある。国は、政府の最重要課題である「働き方改革」の趣旨を踏まえ、搾乳ロボットやパーラーなど、労働条件を大きく改善する設備投資をはじめとする労働支援を幅広い生産者が実行できるよう、短期・集中的に支援する。

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進について

1. 新たな森林管理システムに関する事項

(1) 市町村が仲介者となって森林の集積・集約化を進める仕組みの創設

川上の森林経営の目指すべき方向の実現に向けて、次に掲げる事項を骨格とする新たな森林管理システムを構築する。

- ① 森林所有者の森林管理の責務を明確化
- ② 森林所有者自ら森林管理を行わない場合には、市町村が経営・管理を受託した上で、意欲と能力のある林業経営体に再委託し、経営を集積・集約化
- ③ 市町村が再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が間伐等の公的管理

(2) 森林管理委託の実効性を担保する森林所有者責任の明確化

森林所有者の森林管理に係る責務を明確化するに当たっては、

- ① 適切な時期における森林の伐採、造林、間伐の実施など森林所有者が果たすべき、森林の適正な管理と効率的利用に関する責務を明確化する
- ② その上で、森林管理等の責務を果たすことが困難な所有者にあっては、市町村への管理委託が進む十分な動機づけとなるような仕組みとする
- ③ 自ら責務を果たす意向を示したにも関わらず一定期間、責務が果たされない場合には、裁定等により迅速に市町村の管理に委ねるなど、実効ある仕組みとする

(3) 経営の集積・集約化に当たっての留意事項

経営の集積・集約化を進める際には、

- ① 様々な森林の管理委託を受ける市町村が意欲と能力のある林業経営体を広く募集するなど、森林を積極的に意欲ある経営体に委ね、生産性の高い林業経営を促す仕組みとする
- ② 民間に委ねる生産性の高い森林については、この新システムを構築した地域を中心として、森林作業道だけでなく基幹的な道も含めたネットワークを構築する路網整備を、森林整備事業も活用して進めるとともに、高性能林業機械の導入を重点的に推進する

(4) 市町村による森林の公的管理のあり方

市町村が公的管理を行う際には、

- ① 林業生産林としての採算性が見込めない森林については、管理コストが小さくなる育成複層林への転換を進める
- ② 民間事業者にできるだけ幅広い範囲で作業委託できるようにする

(5) 市町村行政の補完等のための仕組みの整備

市町村の森林・林業行政については、林業の専門家を効果的に活用することに加え、その体制が脆弱である場合、市町村域を超えて森林の管理を行うことが効率的である場合など一定の場合には、都道府県が市町村の業務を代行できる仕組みとする。また、新システムを円滑に機能させるために人材育成など広域的に行った方が効率的な業務については、都道府県による更なる取組も検討する。なお、いずれの場合にも、民間事業者の能力を活かせる場合には、積極的に活用する。

(6) 新システムの遂行に要する財源の確保

市町村が行う公的管理や、この新システムを円滑に機能させるためのその他の業務が適切に遂行されるよう、別途創設に向けて検討するとされている森林環境税（仮称）を活用することが考えられる。

(7) 国有林事業との連携

国有林については、民有林に関するこの新たな森林管理システムが効率的に機能するよう、以下の事項に取り組む。

- ① 林道の相互接続や伐採木の協調出荷、林業の低コスト化に向けた民有林への技術普及などの民有林との連携
- ② 新システムの対象となる意欲と能力のある林業経営体への国有林野事業の受注等の機会の増大への配慮や、国有林野事業で把握している林業経営体情報の市町村に対する提供

(8) 所有者不明森林への対応強化

新システムの構築にあわせ所有者不明森林について、固定資産税を支払う等の管理費用を負担している相続人が共有者の一部を確知できない場合には、市町村による公示を経て、市町村に対し経営・管理の委託を行えるようにする。

2. 新たな森林管理システムを活かし林業の成長産業化を進めるために対応するその他の事項

(1) 木材の生産流通構造改革を進めること

川上における対策に併せ、経済性のある森林の見極めと路網整備等の重点化を更に進めつつ、川上から川下までの連携強化を進め、海外に比べ高い流通コストの削減や木材需要の拡大を図るため、以下のような方向で引き続き施策を検討する。

- ① 川上から川下までを網羅し、かつ長期・大ロットでの事業展開が可能な事業者を軸とした、マーケットインの発想に基づくサプライチェーンの再構築を促進する方策を検討、実施する
- ② ICTの利活用を徹底し、森林調査や施業計画立案の高度化、市場情報のサプライチェーンを通じた共有による作業効率や付加価値の抜本的向上などを促進する方策を検討、実施する
- ③ サプライチェーンに携わる多様な担い手や消費者が、森林の機能、成長段階、利用状況等を把握、理解できるような情報の整理、集約の方策を検討する
- ④ 森林組合との連携や加工・流通の合理化を進めるとともに、高付加価値な木材市場を切り開く加工事業者の市場に即応した林業経営への進出や、市場を見据えた林業経営体の川下事業への展開を促進するなど、林業の成長産業化に向けた生産流通構造改革の担い手に政策資源を重点化する

(2) 木材の利活用を過度に制限している規制・基準等を見直すこと

民間事業者の自立的な林業経営により生産される質の高い木材や日本固有の樹種が最大限有効活用されるよう、利活用を過度に制限する規制・基準などの改革を進める。具体的には、建築物の強度や、防耐火性能、公共施設など公衆が利用する建築物に関する規制や基準などについて、最新の技術動向や海外比較等に基づき、幅広く見直すことを引き続き検討する。

(3) 国有林に関する検討

国有林については、林野庁において、民間事業者が長期・大ロットで伐採から販売までを一括して行う手法の提案募集・検証が進められている。その成果を活かし、速やかに改善提案を踏まえた課題の整理を行うとともに、民間活力の導入に関し検討を開始する。

3. 今後の取組

新たな森林管理システムによる森林経営・管理の集約化は、多くの森林が主伐期を迎える中で喫緊の課題となっている。このため、早急に成案を得て実現を目指す。

また、新たな森林管理システムを真に機能させるためには、これを補完する2. で示した事項への対応も必要である。

その際、農林水産省を中心に、新たな森林管理システムを活かし、林業を真の成長産業へと転換させるビジョンと適切なKPIを用いて時期を明示した具体的な成長の目標の設定、その目標の実現に向けた施策の工程表を引き続き検討し、平成30年央までに結論を得て、具体策を講ずる。また、当該目標を確実に達成するため、PDCAサイクルにより目標及び工程表の進捗状況を定期的に把握し、必要な施策の見直しを行うとともに、先行する優良事例について、その横展開を進める。

改革の方向性	改革の具体的内容
0. 総論 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指す	水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、次のような改革を行うこととし、必要な法整備等を速やかに行う。 なお、法整備等に当たっては、水産業は我が国領海・排他的経済水域を保全する上でも重要な機能を果たしており、このような国境監視機能を始めとする機能を適正に発揮させることにも十分留意するものとする。
1. 漁業の成長産業化に向けた水産資源管理 1 A 漁業の基礎は水産資源であり、資源を維持・回復し適切に管理することが必須。 資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。 ・資源調査を抜本的に拡充し、国際水準の資源評価を実施する。その成果を活用して、我が国周辺水域の適切な資源管理のための関係国との協議を進める。 ・主要資源については、アウトプット・コントロールを基本に、インプット・コントロール、テクニカル・コントロールを組み合わせ、資源管理を実施する。 ・アウトプット・コントロールについては、漁業の実態を踏まえつつ、可能な限り I Q 方式を活用する。	1 新たな資源管理システムの構築 漁業の成長産業化のためには、基礎となる資源を維持・回復し、適切に管理することが必須である。このため、資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする観点から、以下のとおり見直す。 また、我が国 E E Z 内の取組の強化と並行して、関係国と共通に利用する水産資源については、二国間協定・地域漁業管理機関など国際的な枠組みを通じて資源管理を徹底するとともに、漁業取締体制を強化する。 ① 国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを目指す。このため、生産量の多い魚種・資源悪化により早急な対応が必要な魚種を速やかにカバーした上で、都道府県から要請のあった魚種についても、順次対象に追加する。 また、調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するとともに、人工衛星情報や漁業者の操業時の魚群探知情報などの各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整備する。 ② 資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量 (M S Y) の概念をベースとする方式に変更し、最大持続生産量 (M S Y) は、最新の科学的知見に基づいて設定する。 このため、国全体としての資源管理指針を定めることを法制化し、この指針において、資源評価のできている主要魚種について、順次資源管理目標として、次の 2 つの基準を設定する。 ア 回復・維持を目指す水準としての「目標管理基準」(最大持続生産量 (M S Y) が得られる資源水準) イ 乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」(これを下回った場合、原則として 10 年以内に「目標管理基準」を回復するための資源再建計画を立てて実行する。)

- ③ 「目標管理基準」の維持・段階的回復を旨として、国は毎年度の漁獲可能量（TAC）を設定する。
TAC対象魚種は、漁業種類別・海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTAC対象に取り込む。
- ④ 漁業許可の対象漁業については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当（IQ）を導入する。
IQの導入に当たっての割当ては、国が、漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別に、TACに占めるIQの割合（%）を割当てする方式とする（IQの数量は、毎年度、その年度のTACに基づいて確定することになる。）
資源管理に対応しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せたIQの割合の移転を可能とする。
- ⑤ IQの円滑な導入及び資源の合理的な活用を図るため、IQの割当てを受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてのIQ数量を年度内に限って融通できることとする。
- ⑥ また、IQだけでは、資源管理の実効性が十分確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。
- ⑦ TAC対象魚種全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、ICT等を最大限活用し、迅速に報告されるようにする。
逐次漁獲量を集計し、資源管理上必要な場合には、適切なタイミングで採捕停止など各種措置命令を発出する。
- ⑧ IQ超過については、罰則・IQ割当の削減等の抑止効果の高いペナルティ措置を講ずる。
- ⑨ 海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。
- ⑩ 新たな資源管理措置への移行に伴い、減船や休漁措置などが必要となると考えられ、これについては、円滑な移行を確保する観点から、必要な支援を行う。
- ⑪ 新たな資源管理措置の下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。

1 B

栽培漁業については、資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化する。

種苗生産・放流・育成管理等については、資源管理の一環として実施するものであることを踏まえて、以下のとおり、効果のあるものを見極めた上で重点化する。

- ① 従来実施してきた事業については、資源評価を行い、事業の資源造成効果を検証する。
検証の結果、資源造成の目的を達成したものや効果の認められないものは実施しないこととする。
- ② 資源造成効果の高い手法や対象魚種については、今後も事業を実施するが、その際、国は広域魚種を対象として必要な技術開発・実証を行うなど、都道府県と適切に役割を分担する。
また、広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進する。

2. 水産物の流通構造

世界の水産物需要が高まる中で、我が国漁業の成長産業化を図るには、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立が必要である。

品質・衛生管理の強化、情報通信技術等の活用、産地市場の統合・重点化、新たな販路の拡大、トレーサビリティの充実などの流通改革を進める。

2 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

世界の水産物需要が高まる中で、我が国漁業の成長産業化を図るには、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立が必要である。
このため、以下のとおり、流通改革を進める。

- ① 水産物流通についても、農産物流通と同様、マーケットインの発想に基づき、
 - ア 物流の効率化（加工業者との連携による低コスト化・高付加価値化等）
 - イ 情報通信技術等の活用（取引の電子化、A I ・ I C Tを活用した選別・加工技術の導入等）
 - ウ 品質・衛生管理の強化（新たな鮮度保持技術の導入、水産加工施設のH A C C P対応等）
 - エ 国内外の需要への対応（輸出の戦略的拡大等）等を強力に進める。
- ② 漁業者の所得向上に資するとともに、消費者ニーズに応えた水産物の供給を進めるため、産地市場の統合・重点化を推進し、これとの関係で、漁港機能の再編・集約化や水揚漁港の重点化を進める。また、消費地にも産地サイドの流通拠点の確保等を進める。
- ③ 資源管理の徹底とI U U（違法・無規制・無報告）漁業の撲滅を図り、また、輸出を促進する等の観点から、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備を進め、必要度の高いものから順次対象とするとともに、I C T等を最大限活用し、トレーサビリティの取組を推進する。
- ④ また、漁業生産コストの引下げを図るため、国内外における漁業生産資材の供給の状況に関する調査を行うとともに、最先端の技術の導入や漁船・漁網等の主要資材の調達先・調達方法等の見直し等を進める。

3. 漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備

3 A

遠洋・沖合漁業については、漁船の大型化等による生産性の向上を阻害せず、国際競争力の強化に繋がる漁業許可制度とする。

- ・資源管理方法の変更と関連して、I Qが割り当てられている漁船については、トン数制限等のインプット・コントロール等に関する規制を見直す。
- ・漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。
- ・漁業許可については、資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い者の更新を前提としつつ、新規参入が進みやすい仕組みを検討する。

3 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

適切な資源管理システムの導入と関連して、沖合・遠洋漁業の生産性の向上・国際競争力の強化につながるよう、漁業許可制度を以下のとおり見直す。

- ① T A C対象魚種など主要資源の管理を適切に進めていく観点から、現行の漁業許可の4区分を大臣許可漁業と知事許可漁業の2区分に整理する。
これに併せて、試験開発操業の一層の活用等により、新たな漁法等の積極的な導入を促す。
- ② I Qの導入など条件の整った漁業種類については、インプット・コントロール等に関する規制を抜本的に見直し、トン数制限など漁船の大型化を阻害する規制を撤廃する。
なお、I Qだけではカバーできない資源管理上の規制（操業区域、操業期間、体長制限など）は、必要に応じ活用する。
- ③ 漁船の譲渡等に際しては、承継者に許可を行い、同時にI Qも移転することとする。
- ④ 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。
- ⑤ 資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い漁業者が遠洋・沖合漁業を担う漁業構造にしていくため、資源管理を適切に行わない漁業者・生産性が著しく低い漁業者に対しては、改善勧告・許可の取消しを行う。
- ⑥ 大臣許可漁業に関し、許可を受けた漁業者の廃業などの場合に、随時、新規許可（それぞれ期限を設定）を行う制度とし、一斉更新制度（一定の時期に全ての許可の期限を終了させ、新たに許可を出す制度）は廃止する。
- ⑦ 漁獲報告の迅速化・報告内容の正確性の向上を図るため、漁獲報告の電子化・V M Sの備付けの義務化を行う。
- ⑧ これらと併せて、安全性を確保しつつ、漁船に関する制度などについても、沖合・遠洋漁業の生産性の向上・国際競争力の強化の観点から検討する。

3 B 養殖・沿岸漁業については、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとする。 特に、養殖については、国際競争力につながる新技術の導入や投資が円滑に行われるよう留意して検討する ・ 都道府県の漁場計画の策定プロセスについて、参入希望者をはじめ関係者の意見を幅広く聴取するなど透明化する。 ・ 漁業権の利用状況、資源管理の状況、生産データの報告等、漁業権免許を受けた者が果たすべき責務を明確化する。 ・ 水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できることを基本とし、有効活用されていない水域について、新規参入が進みやすい仕組みを検討する。 ・ 沿岸漁場の管理は、都道府県の責務とした上で、都道府県が漁協等に委ねることができる仕組みとし、その際のルールを明確化することを検討する。	4 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し 養殖・沿岸漁業については、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとするため、沿岸における海面利用に係る制度を、以下のとおり見直す。 (1) 養殖・沿岸漁業に係る制度の考え方 ① 養殖・沿岸漁業は限定された水域（漁場）を活用して営む漁業であるため、資源管理を適切に行い、漁業をめぐるトラブルを回避する観点から、今後とも漁業権制度を維持する。 ② その際、漁業の成長産業化にとって重要な養殖業の規模拡大や新規参入が円滑に行われるようにする観点から、漁業権付与に至るプロセスを透明化するとともに、漁業権の権利内容の明確化等を図る。 ③ これに加えて、都道府県が沿岸漁場管理の業務を漁協等に委ねることができる制度を創設する。 (2) 漁場計画の策定プロセスの透明化 ① 都道府県の漁場計画は漁業権付与の前提となるものであり、都道府県は、従来と同様、原則として5年または10年ごとに、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、海区ごとに漁業権（定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権の3種類）の区域等を盛り込んだ「漁場計画」を策定し、公表する。 また、必要に応じ、随時改定を行う。 ② 漁場計画の策定に当たって、都道府県は、当該海区の資源管理を適切に行いつつ、当該海区の海面を最大限に活用できるよう留意する。 こうした観点から、可能な場合は、養殖のための新区画の設定も積極的に推進する。 ③ また、沖合等に養殖のための新たな区画を設定することが適当と考えられる場合は、国が都道府県に指示等を行う。 ④ 都道府県は、漁場計画の策定に当たって、新規参入希望者を始め関係者の要望を幅広く聴取するとともに、その要望に関する検討結果を公表することとし、こうした手続を法定する。 (3) 漁業権の内容の明確化等 ① 漁業権の種類は、従来同様、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権とする。 ② 定置漁業権及び区画漁業権は、個別漁業者に対して付与する。 区画漁業権については、当該区画を利用する多数の個別漁業者が、その個別漁業者で構成する団体に付与することを要望する場合には、漁業者団体（漁協）に付与する。
---	--

- ③ 共同漁業権は、一定の水面を共同で利用する多数の漁業者で構成する漁業者団体（漁協）に付与する。
- ④ 個別漁業者に付与する漁業権（個別漁業権）については、当該漁業者の経営展開等に必要な範囲で、都道府県の関与の下で、抵当権の設定等を可能とする（貸付けは禁止）。
- ⑤ 漁業者団体に付与する漁業権（団体漁業権）については、漁業者団体がそのメンバーである個別漁業者間の漁場利用に係る内部調整（費用の徴収等を含む。）を漁業権行使規則に基づいて行う。
漁業権行使規則は、メンバー外には及ばない。
- ⑥ 団体漁業権に係る個別漁業者が当該団体の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に係る地区の漁業者からなる地区部会を常設して、当該地区部会により漁業権行使規則の制定・運用を行う。
- ⑦ 団体漁業権を付与された漁業者団体は、定期的に、当該団体漁業権に係る漁業の生産力の維持発展に向けた計画（協業化、法人化等）を策定するものとする。
- ⑧ 都道府県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止し、これに代えて、都道府県が付与する際の考慮事項として次の事項を法定する。
 - ア 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その継続利用を優先する。
 - イ それ以外の場合は、地域の水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断する。
- ⑨ 漁業権者は、漁業権の活用状況、資源管理の状況、生産データ等を都道府県に報告することとし、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用していない場合には、都道府県は、改善指導・勧告・漁業権の取消しを行う。

（４）公的な漁場管理を委ねる制度の創設

- ① 沿岸水域の良好な漁場の維持と漁業生産力の維持・向上のための漁場管理を都道府県の責務として法定した上で、漁場管理の業務を適切な管理能力のある漁協等にルールを定めて委ねることができる制度を創設する。
- ② 漁場管理の業務を委ねられた者は、そのルールの範囲内で、業務の実施方法等を定めた漁場管理規程を策定し、都道府県の認可を受けるものとし、業務の実施状況を都道府県に報告する。
業務に関し漁協等のメンバー以外から費用を徴収する必要がある場合は、漁場管理規程の中で、その使途・負担の積算根拠を明示することとし、また、毎年度その使途に関する収支状況を公表する。

	(5) 養殖業発展のための環境整備 ① 国は、国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組む。 ② 技術開発については、魚類養殖経営のボトルネックとなる優良種苗・低コスト飼料等に関する技術開発・供給体制の整備を強化する。 ③ 国際競争力のある養殖を育成するため、実証試験等の支援を拡充する。 ④ 静穏水域が少ない日本において養殖適地を拡大するため、大規模静穏水域の確保に必要な事業を重点的に実施する。 また、養殖場として、漁港（水域及び陸域）の有効活用を積極的に進める。 ⑤ 拡大する国際市場を見据え、H A C C P対応型施設の整備や輸出先国に使用が認められた薬剤数の増加など、輸出を促進するための環境を整備する。
3 C 漁協については、農協とは法制上もかなり異なっていることを踏まえつつ、水産政策の改革の方向性に合わせて必要な見直しを検討する。	5 水産政策の改革の方向性に合わせた漁協制度の見直し 漁協については、これまで漁協が果たしてきた役割・機能を評価しつつ、上記の水産政策の改革の方向性に合わせて、以下のとおり見直す。 (1) 団体漁業権の主体や漁場管理の実施者としての位置付け ① 漁協の事業として、4（4）の漁場管理業務を行えることを法定する。 ② 団体漁業権や漁場管理に係る業務に要する費用の一部を漁業者等から徴収する場合には、漁業権行使規則、漁場管理規程を定め、都道府県の認可を受けることとする。 ③ 漁場管理業務に関し、漁協のメンバー以外から費用を徴収する場合は、その使途に関する収支状況を明確化するとともに、情報開示を行うこととする。 ④ 団体漁業権に関係する個別漁業者が漁協の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に係る地区の漁業者からなる地区部会を常設し、そこで漁業権行使規則などを定められるようにする。 ⑤ 全漁連は、漁協における団体漁業権や漁場管理に係る業務の適正化を図るための事業を行うことができることとする。

	(2) 漁協の組織・事業体制の強化 ① 漁協の目的として、漁業者の所得向上を法律に明記する。 ② 役員に販売のプロ等を入れることを法律に明記する。 ③ 信用事業を行う信漁連等に対して、全漁連監査に代えて、公認会計士監査を導入する。 ④ 漁業生産組合の株式会社への組織変更を可能とする仕組みを導入する。 ⑤ 産地市場の統合など、販売力の強化を進める上で必要な場合には、漁協の広域合併を促進する。
	6 漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮 以上のような漁村全体の収入が確保される取組を通じて漁村の活性化を図るとともに、国境監視、自然環境の保全、海難救助による国民の生命・財産の保全等の漁業・漁村の持つ多面的な機能が発揮されるよう、国民の理解増進を図りつつ、効果的な取組を推進する。

生産者・消費者双方のメリット向上のための
卸売市場を含めた食品流通構造の改革について

1. 基本的な考え方

- これまでの食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、これについては、卸売業者、仲卸業者等の役割・機能が発揮され、今後も食品流通の核として堅持するべきである。
- 一方で、農業等の生産者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に responding していくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要である。
- このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造の実現に向けて、一体性のある制度を構築すべきである。

なお、生産者・消費者双方にメリットのある食品流通構造の実現の観点から、生産、流通、消費の動向・実態を踏まえ、新たな制度の施行後5年を目途に検証し、必要な見直しを行うものとする。

2. 食品流通の合理化

(1) 卸売市場を含めた食品流通の合理化の方向性

ア 物流等の効率化

- パレット輸送による積み降ろしの円滑化、モーダルシフト、配送の共同化等による物流の効率化を推進する。
- また、生産者が、経営安定に向けて、多様な流通ルートの中から有利なルートを選択できる環境を整備する。

イ 情報通信技術等の活用

- 流通業務自体の最適化・効率化を図るとともに、生産者・実需者等のニーズに迅速・的確に対応するため、情報通信技術（ICT）等の技術を積極的に導入する。

ウ 鮮度保持等の品質・衛生管理の強化

- 食品流通段階における品質の保持を徹底するため、コールドチェー

ンの整備やH A C C Pによる衛生管理等の品質・衛生管理の取組を一層強化する。

エ 国内外の需要への対応

- 国内市場における加工・小分け需要の増加、海外市場への輸出に対応する取組を推進する。

(2) 食品流通の合理化に向けた計画の認定・支援

- 卸売市場関係者を含む流通事業者等が食品流通の合理化の方向性に即した取組を進めようとする場合には、その計画を国が認定し、これを融資、出資等により支援する。

3. 生鮮食料品等の公正な取引環境の確保

- 生鮮食料品等は、日持ちが短く生産量が増減するため、不公正な取引が発生しやすく、公正な取引環境を確保することが特に必要である。

(1) 生鮮食料品等の公正な取引環境の確保のための調査等

- 生鮮食料品等の取引において買い手が支配的な立場を濫用すること等のないよう、取引状況について農林水産省が定期的な調査を行い、不公正な取引が確認された場合には公正取引委員会に通知する。

(2) 生鮮食料品等の公正な取引の場としての卸売市場

- 生鮮食料品等の公正な取引の場として、国が方針を示すこととし、公正・透明を旨とする以下の共通ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える、高い公共性を有する卸売市場を国又は都道府県が、認定し公表するとともに、指導・検査監督する。

その際、一定水準以上の規模を有する卸売市場は「中央卸売市場」として国が認定し、それ以外は「地方卸売市場」として都道府県が認定する。

これら以外の現行卸売市場法の国による一律の規制等は行わず、今後は、販路拡大といった生産者ニーズも踏まえ、各市場の実態に応じて創意工夫を活かした取組等により、卸売市場を活性化する。

① 売買取引の方法の公表

公正・効率的な取引が行われるよう、せり売、入札、相対取引といった「売買取引の方法」を定め、公表する。

② 差別的取扱いの禁止

集荷面で全ての生産者が公平に扱われ、分荷面でも全ての仲卸業者・売買参加者が公平に扱われるよう、「差別的取扱い」を禁止する。

③ 受託拒否の禁止

生産者にとって確実な出荷先を確保できるよう、中央卸売市場については、生産者から販売委託の申込みがあった場合に、正当な理由がある場合を除き、卸売業者による「受託拒否」を禁止する。

④ 代金決済ルールの策定・公表

生産者が出荷した農産物の代金が早期かつ確実に回収されるよう、「代金決済ルール」を定め、これを公表する。

⑤ 取引条件の公表

卸売市場における取引の透明性を高めるよう、「取引条件（委託手数料、各種奨励金、実務的ルール等）」を公表する。

⑥ 取引結果の公表

卸売市場における取引の透明性を高めるよう、「取引結果（数量・価格、委託手数料・各種奨励金等）」を公表する。

⑦ その他の取引ルールの公表

その他の取引ルール（第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、商物一致の原則等についてのルール）については、卸売市場の調整機能維持に十分配慮しつつ、卸売市場の活性化に資する視点に立ち、卸売市場ごとに、特定の事業者の優遇にならない等、①から⑥までの共通ルールに反しない範囲において、定めることができることとする。

その際、卸売業者、仲卸業者等の関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏むとともに、卸売市場における取引の透明性を高めるよう、当該「取引ルール」は公表するものとする。

- 今後とも卸売市場が食品流通の核として品質・衛生管理の強化等の課題に対応しつつ円滑に運営が行われるよう、認定を受けた卸売市場に対し、引き続き、施設整備等への支援を行う。

4. その他

- 以上の方針に基づき、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法について、それぞれ改正する法案を次期通常国会に提出するものとする。

農地中間管理事業の5年後見直し等について

1 総論

農地バンクが、農地の集積・集約化に向けてその本来の機能を発揮するため、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、ＪＡ、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と農地バンクとが一体となって推進する体制を構築する。

2 地域における農業者等による協議の場の実質化

(1) 地域の徹底した話し合いにより担い手への農地の集積・集約化を加速化させる観点から、今後数年で大宗の地域で人・農地プランを実質化させるため、以下の取組を行う。

- ① 出し手の個人名などの詳細な記載までは求めない一方、地域内の農地について、耕作者等の年代情報や後継者の確保状況など地域の現況を地図により把握すること、及びこれに基づき中心的経営体への農地の集約化の将来方針を記載することを必須化する。
- ② 話し合いのコーディネーターの積極的参加を促すこととし、農業委員・農地利用最適化推進委員については、その旨を法令で明確化する。
- ③ プランを実質化させた場合に、施設整備事業や機構集積協力金の地域タイプを重点化するなどを検討する。

(2) 産地計画に向けた話し合いなどを活用し、新規就農を含めた将来の担い手を特定するなどの場合には、それを人・農地プランとみなすなど、柔軟な対応を行う。

(3) 所有を中心とした農地の集積・集約化を進めている地域もあることから、利用だけでなく所有による権利移転を進めるための税制上の取扱いを検討する。

3 農地バンクの仕組みの改善と農地の集積・集約化を支援する体制の一体化

(1) 農地バンクの仕組みの改善

- ① 農地バンクが農地を借入・転貸する際、出し手から農地バンク、農地バンクから受け手への権利設定を一括して行うことができる仕組みを設ける。
- ② 配分計画案の縦覧については、農地バンクが定期的に担い手の意向を把握していることを前提に廃止する。
- ③ 利用状況報告については、農地法に基づく農業委員会の利用状況調査と重複することから、廃止する。
- ④ 農地バンクが農地を貸し付ける場合に、貸主の承認を得ることを要しないとする機構法第18条第7項については、地域の合意内容を所有者が後で理由なく反対する場合など、必要な場合に限るよう運用方針を明確化する。
- ⑤ 機構集積協力金については、農地の集約化を地域ぐるみで進める観点から、単価の見える化や中山間地域についての交付基準の緩和等の改善を行いつつ地域タイプに重点化・一元化を図り、出し手についてもその中で支援することとする。
- ⑥ 農地耕作条件改善事業の更なる活用により、よりきめ細かな対応を行えるようにする。
- ⑦ 中山間地域等担い手が不足している地域において担い手を確保するためには、畑

地化も含めた基盤整備の活用、新規作物等の導入など総合的な対応が必要である。その上で、農地バンク等が適正な農地利用に向けて積極的に協力する仕組みを設ける。

(2) 農地の利用集積・集約化を支援する体制の一体化

- ① 一部の地域で地域に根ざして特色ある活動を行っている農地利用集積円滑化団体を、上記の措置を講ずることにより仕組みが改善されることとなる農地バンクに、以下の措置を講じることにより統合一体化し、農地の利用集積・集約化を一層推進することとする。
 - ア ブロックローテーションや新規就農の促進など特色ある取組を行い、一定の実績があるＪＡ等については、現在の円滑化事業の枠組に代えて、配分計画の案を作成できる仕組みを設ける。
 - イ 農地バンク事業の実施地域を、現行の農地利用集積円滑化事業の事業実施地域に拡大する。
 - ウ 統合一体化に伴う経過措置として、賃借権等を一括して農地利用集積円滑化団体から農地バンクに承継することができる仕組みを設ける。
- ② 農地バンクの市町村等に対する業務委託について、個々の業務委託契約に関する都道府県知事の承認を不要とする。
- ③ 市町村の作成する集積計画についても、上記の一体的な体制を機能させるための運用の明確化を行う。

4 農地の利用集積・集約化を促進するためのその他の措置

(1) 担い手の確保

- ① 農業者の減少・高齢化に伴い、意欲ある担い手による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、農業経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）について、担い手の活動範囲に応じ、市町村が定める認定基準を踏まえつつ、都道府県等が認定する仕組み等を設ける。
- ② 新規就農者の更なる確保に向けて、農業次世代人材投資事業や新規就農者向けの無利子資金について運用改善を行う。また、引き続きＪＡ等が研修や新規就農者の自立支援を行えるような措置を講じる。
- ③ 農業法人の活動実態が拡大し、役員のグループ会社間での兼務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、認定農業者について農業経営基盤強化促進法で農地所有適格法人の要件の特例を認める仕組みを拡充し、常時従事要件を特例的に緩和する。

(2) 担い手への農地の利用集積・集約化を促進するための転用期待の抑制

担い手に対する農地の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないように転用許可基準を見直す。